

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四三
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四二
- 福島県教育委員会
- 教科用図書採択地区を設定した件の一部を改正する件 四三
- 正 誤
- 平成三十年十月十九日付け定例第三千四十七号中 四三
- 令和二年三月二十七日付け号外第二十三号中 四三
- 令和二年七月三十一日付け定例第百二十五号中 四三

## 告 示

**福島県告示第五百四十一号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年八月十八日救急病院として認定した。  
 令和二年八月二十八日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
社団法人養生会かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持字中沢	認定有効期限	令和五年八月十七日
	目二十二番地の一		

（地域医療課）

### 福島県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働

部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 令和二年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）クスリのアオキ太平寺店 福島県福島市太平寺字沖高五四番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社クスリのアオキ  
 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲  
 住所 石川県白山市松本町二五二二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和三年四月十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 千三百十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 位置 別紙図面のとおり  
 収容台数 四十三台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
 位置 別紙図面のとおり  
 収容台数 四十八台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
 位置 別紙図面のとおり  
 面積 三十六平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 位置 別紙図面のとおり  
 容量 六・三立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前九時  
 閉店時刻 午前〇時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から午前〇時三十分まで

○平成三十年十月十九日付け定例第三千四十七号中

ページ	段	行	正	誤
五八四	下	一七	保草沢二二八九番五	尾細沢二二二九番
		一九	熨斗戸	熨斗戸字新坂
		後ろか ら一六	保草沢二二八九番五	尾細沢二二二九番

正誤

福島県教育委員会告示第四号  
 教科用図書採択地区を設定した件（昭和三十九年福島県教育委員会告示第二号）の  
 部を次のように改正する。  
 令和二年八月二十八日

表中「岩瀬・石川・田村採択地区」 須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡  
 「田村採択地区」 田村市、田村郡  
 岩瀬採択地区 須賀川市、岩瀬郡  
 石川採択地区 石川郡  
 に改める。  
 （義務教育課）

福島県教育委員会

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (一) 数 二か所
  - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで  
 届出年月日  
 令和二年八月十三日  
 （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （商業まちづくり課）

○令和二年三月二十七日付け号外第二十三号中

後ろか ら一四	熨斗戸	熨斗戸字新坂
------------	-----	--------

○令和二年七月三十一日付け定例第百二十五号中

一六	上	後ろか ら九	符合	符号
二〇	上	後ろか ら五	会計換え	会計換
二六	下	一	承認を	承認の
四一六	上	後ろか ら一〇	福島県収用委員会	福島県収容委員会

